

東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ) 2027 年度研究奨励費候補者募集要項 (大学院新領域創成科学研究科)

東京大学大学院新領域創成科学研究科では、学術研究への取り組みを支援するとともに、広く諸外国からの留学生の受入を促進するために、本研究科博士後期課程に入進学する優秀な私費外国人留学生に対し研究奨励費を支給します。受給希望者は下記により応募してください。

1. 応募資格

- (1) 本研究科博士後期課程出願者（応募は博士後期課程出願書類提出と同時とする）
- (2) 入進学後、他の奨学金（奨学金と同様、と本研究科が認めた援助を含む）を受給しない者
- (3) 入学時に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 の 4 に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文科大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者

2. 研究科での募集人数（予定）

2027 年 4 月入学者： 未定
2027 年 10 月入学者： 未定
2028 年 4 月入学者： 未定

3. 奨励費金額（予定）

月額 200,000 円

4. 支給期間

3 年間

5. 申請書類

- (1) 申請書（指定様式）
- (2) 修士課程の指導教員推薦書（指定様式）
- (3) 研究計画書（指定様式）
- (4) 業績リスト（指定様式）※
- (5) 学士・修士課程の成績証明書（成績評価の基準が分かる書類を添えること）
- (6) 発表論文等の別刷（主要なもの 3 編以内）

申請書等は下記からダウンロードして使用してください。

https://www.k.u-tokyo.ac.jp/exam/master/foreign_research_students/tokyo_fellowship/

6. 申請期間および提出方法

- (1) 申請期間

2026 年 11 月 11 日（水）～17 日（火）23:00（日本時間）

(2) 提出方法

- ① 申請書類(1)、(3)～(6)は、下記の URL にアップロードしてください。ファイル名をそれぞれの「書類名_申請者名」とし、(1)は Excel 形式、(3)、(4)は Word 形式、(5)、(6)は PDF 形式で提出してください。(例：申請書_Todai Taro, 研究計画書_Todai Taro 等)

申請書類(1)、(3)～(6)のアップロード

https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams.k-kyomu.k/IgCsxRNGU-SFR4pvvtDkxH5WAcKYedM_geiet3bT8kO7law

(※受付完了の通知は送信されません。)

- ② 申請書類(2)推薦書は、推薦者が推薦状を作成後、PDF 形式で下記の URL にアップロードしてください。アップロード後、推薦者より教務チームへアップロードが完了した旨連絡をするよう依頼してください。

申請書類(2)推薦書のアップロード先：

https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams.k-kyomu.k/IgCFE_4t0UfyTKwroWPxVbAsAUSfnCvXH3kOk2O5E9ySUVQ

教務チームメールアドレス：

k-kyomu[at]adm.k.u-tokyo.ac.jp ([at]を@に変換すること)

※すでに、厳封された推薦状を取得済みの場合は、郵送での提出を認めます。

封筒表面に「東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)推薦状在中」と記してください。

提出期間内に必ず到着するように郵送してください。

送付先：

東京大学大学院新領域科学研究科 教務チーム
〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号

7. 選考方法

提出された書類および博士後期課程入学試験の成績を総合的に判断し、研究業績、学力その他が優秀と認めた者を採用します。

8. 採用者発表時期および方法

(1) 発表時期

2027年4月入進学者： 2027年2月中旬(予定)

2027年10月入進学者： 2027年9月上旬(予定)

2028年4月入進学者： 2028年2月中旬(予定)

(2) 発表方法

審査結果はメールで通知します。入学試験の結果が不合格だった者には通知をしません。

9. 注意事項

- (1) 応募書類は返却しません。

- (2) 本研究科博士後期課程に入進学しない者は採用を取り消します。東京大学であっても他研究科へ入進学した場合は採用を取り消します。
- (3) 採用された場合は、在留資格を必ず「留学」に変更してください。「家族滞在」「日本人の配偶者等」等の在留資格は認めません。
- (4) 在学中に休学や留学等をする場合や本研究科を早期修了、退学する場合、または学業成績不良など受給者として適当でない事実があった場合は、支給期間内であっても研究科の判断により奨励費の支給を休止または停止します。その場合、既に支給した奨励費の全部又は一部の返納が必要となる場合があります。
- (5) 応募書類に虚偽の記載があると本研究科が認めた場合や他の奨学金との併給をした場合は、採用後であっても受給資格を取消し、それまで支給した奨励費がある場合はその全額の返還を命じます。
- (6) 募集人数、奨励費金額は変更になる場合があります。
- (7) 東京大学フェローシップ申請者が本学への授業料免除申請をすることは可能です。ただし、東京大学フェローシップに採用された場合、授業料免除申請は辞退する必要があります。

問い合わせ：

東京大学大学院新領域創成科学研究科 教務チーム

Email：k-kyomu[at]adm.k.u-tokyo.ac.jp（[at]を@に変更してください）